

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定		障害福祉課			
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新		〃			
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更		〃			
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃			
【公告】					
○ 落札者等の決定		消防保安課			
〃		デジタル推進課			
○ 県営土地改良事業計画の縦覧		耕地課			
〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 県営土地改良事業の換地処分		〃			
○ 公共測量の実施		監理課			
【正誤】					
○ 道路の区域変更の正誤		道路整備課			
○ 一般競争入札の実施の正誤		企業局総務企画課			
〃		〃			
				目次	
				担当課（室）	

◎岡山県告示第五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年二月十四日

指定した医療機関

名称

ドラッグセイムス玉野田井薬局

所在地

玉野市田井三―三―七〇

担当する医療の種類

調剤

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和七年二月一日

◎岡山県告示第五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年二月十四日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山中央病院

津山市川崎一七五六

整形外科

更新年月日
令和七年二月一日

医療法人社団淳和会長谷川記念病院

新見市高尾七九三―六

整形外科

令和七年二月一日

津山中央病院

津山市川崎一七五六

心臓脈管外科

令和七年二月一日

津山中央病院

津山市川崎一七五六

腎臓

令和七年二月一日

津山中央記念病院

津山市二階町七一

腎臓

令和七年二月一日

医療法人池田医院

高梁市中間町五八

腎臓

令和七年二月一日

備前市国民健康保険市立備前病院

備前市伊部二二四五

腎臓

令和七年二月一日

医療法人紀典会北川病院

和気郡和気町和気二七七

腎臓

令和七年二月一日

さとう記念病院

勝田郡勝央町黒土四五

腎臓

令和七年二月一日

津山中央病院

津山市川崎一七五六

免疫

令和七年二月一日

サン薬局中央病院前店

津山市押入一一四〇―二

調剤

令和七年二月一日

小林薬局

津山市京町六四

調剤

令和七年二月一日

そうごう薬局勝北店

津山市坂上二三〇―一

調剤

令和七年二月一日

くすのき薬局

津山市新魚町一七

調剤

令和七年二月一日

マヤ薬局津山口店

津山市津山口三三〇―四

調剤

令和七年二月一日

きたぞの薬局本店

津山市北園町二三―一三

調剤

令和七年二月一日

コスモス薬局宇野店

玉野市宇野一一五―二五

調剤

令和七年二月一日

富永薬局宇野

玉野市宇野二―一―二四

調剤

令和七年二月一日

株式会社ダテ薬局宇野店

玉野市宇野八―三―一〇

調剤

令和七年二月一日

井上薬局

玉野市宇野二―一七―二

調剤

令和七年二月一日

コスモス薬局

玉野市迫間二―三七―一

調剤

令和七年二月一日

コスモス薬局八浜店

玉野市八浜町八浜一四八四―七

調剤

令和七年二月一日

神山薬局

玉野市和田一―九―三二

調剤

令和七年二月一日

ドラッグセイムス玉野和田薬局

玉野市和田五―八二三―一

調剤

令和七年二月一日

ファーマシー薬局せと

笠岡市横島一九四四―一

調剤

令和七年二月一日

金谷薬局

笠岡市金浦一〇九四

調剤

令和七年二月一日

黒田薬局

笠岡市三番町四―一〇

調剤

令和七年二月一日

ファーマシー薬局西大島

笠岡市西大島新田六六九

調剤

令和七年二月一日

ウエル薬局	笠岡市大井南二九―四	調剤	令和七年二月一日
ピノキオ薬局	井原市井原町一二六―一	調剤	令和七年二月一日
すぎはら薬局笹賀店	井原市笹賀町二―二一―七	調剤	令和七年二月一日
すぎはら薬局井原駅前店	井原市七日市町一三一―二	調剤	令和七年二月一日
みわ薬局	総社市駅南二―四一―一二	調剤	令和七年二月一日
トキワ薬局	総社市駅前二―一七―七	調剤	令和七年二月一日
マスカット薬局総社店	総社市中央一―二二―一〇一	調剤	令和七年二月一日
そうごう薬局新見店	新見市高尾二二九二―一	調剤	令和七年二月一日
さくら薬局新見店	新見市新見八二〇	調剤	令和七年二月一日
さくら薬局大佐店	新見市大佐小阪部一四六四―三	調剤	令和七年二月一日
マスカット薬局備前店	備前市伊部二一五五―二	調剤	令和七年二月一日
株式会社フジヤ薬局	備前市西片上一三〇八―一	調剤	令和七年二月一日
サンヨー薬局	赤磐市下市字南一八六―一	調剤	令和七年二月一日
エンジェル薬局	真庭市勝山一〇七三―六	調剤	令和七年二月一日
ユアサ薬局	真庭市西原一六六―一	調剤	令和七年二月一日
ユアサ泉橋薬局	真庭市中島四一―一五	調剤	令和七年二月一日
安部薬局	真庭市目木一八八一	調剤	令和七年二月一日
有限会社春名薬局	美作市江見四七六―二	調剤	令和七年二月一日
さくら薬局作東店	美作市江見四八二―一	調剤	令和七年二月一日
ファーマシイ薬局よりしま	浅口市寄島町七五四三―一〇	調剤	令和七年二月一日
林薬局	和气郡和气町父井原四三〇―三	調剤	令和七年二月一日
サンヨー薬局・和气店	和气郡和气町和气六六九	調剤	令和七年二月一日
フロンティア薬局早島店	都窪郡早島町早島三五二六―六	調剤	令和七年二月一日
ハヤシマ薬局	都窪郡早島町早島字水田三三一七―三	調剤	令和七年二月一日
はた薬局里庄店	浅口郡里庄町新庄一三八八―三	調剤	令和七年二月一日
イヨウ薬局矢掛店	小田郡矢掛町小林二九二―一	調剤	令和七年二月一日
マスカット薬局奈義店	勝田郡奈義町豊沢二九二―一二	調剤	令和七年二月一日

◎岡山県告示第五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

指定に係る事項を変更した医療機関		岡山県知事		伊原木 隆 太	
名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日	
富永薬局宇野井上薬局	医療機関の所在地	玉野市宇野二―一五―一 玉野市玉二―一八―四	玉野市宇野二―一二―四 玉野市宇野二―一七―二	令和七年一月六日 令和七年一月一日	

◎岡山県告示第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年二月十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

エース薬局

笠岡市二番町七一〇

調剤

令和七年一月二十四日

クローバー薬局富岡店

笠岡市富岡二五六一一〇

調剤

令和七年一月二十四日

〔五九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
消防防災ヘリコプターテレビ電送システム地上設備更新業務委託
- 二 契約期間
令和七年一月二十四日から令和八年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県消防保安課消防防災航空センター
岡山市北区日応寺七六一―一
- 四 落札者を決定した日
令和七年一月十日
- 五 落札者の名称及び所在地
池上通信機株式会社 大阪支店
大阪府吹田市広芝町九―六
- 六 落札金額
二五五、二〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二三、二〇〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和六年十一月二十二日

〔六〇〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 調達件名及び数量
岡山情報ハイウェイ光線路監視システム更新に係る賃貸借業務 一式
- 二 契約期間
令和六年十二月一日から令和十一年十一月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部デジタル推進課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和六年七月二十二日
- 五 落札者の名称及び所在地
NTT・TCリース株式会社 中国支社
広島県広島市中区立町二番二七号
- 六 落札金額
一月当たり一、〇六八、六五〇円（うち消費税額及び地方消費税の額九七、一五〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和六年六月十一日

〔六一〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
令和七年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 金山谷池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 金山谷池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和七年二月十四日から同年三月七日まで
- 四 縦覧の場所
勝央町役場

〔六二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和七年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 竹田上池・竹田下池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 竹田上池・竹田下池地区）計画書

三 縦覧の期間

令和七年二月十四日から同年三月七日まで

四 縦覧の場所

岡山市南区役所

〔六三〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和七年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備 大佐布瀬地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備 大佐布瀬地区）計画書

三 縦覧の期間

令和七年二月十四日から同年三月七日まで

四 縦覧の場所

新見市役所

令和7年2月14日 岡山県公報 第12676号

〔六四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和七年二月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 地区名

山手地区 第4工区

二 換地処分年月日

令和七年二月五日

〔六五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市北区津高地	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測 量 の 種 類
令和七年二月五日から同年三月二十一日まで	測 量 期 間

〔一〕令和七年一月三十一日付け公布岡山県告示第三十二号（道路の区域変更）に誤りがあつた。

頁・行	
二・一	
誤	
真庭市高田山上字柿田河内六〇〇番一地 先から 真庭市高田山上字上神田六一六番一地先 まで 真庭市高田山上字柿田河内六〇〇番一地 先から 真庭市高田山上字三通田六一三番三地先 を経て 真庭市高田山上字上神田六一六番一地先 まで	
旧	
五・〇 四五・五	二二・七 四五・五
一八五・五	九一・〇
正	
真庭市高田山上字柿田河内六〇〇番一地 先から 真庭市高田山上字上神田六一六番一地先 まで 真庭市高田山上字柿田河内六〇〇番一地 先から 真庭市高田山上字上神田六一六番一地先 まで	
旧	
五・〇 四五・五	五・〇 四五・五
一八五・五	一八五・五

〔二〕令和七年一月二十八日付け公布岡山県企業局公告（一般競争入札の実施）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・五	岡山公営企業管理者	岡山県公営企業管理者
一・終わりが一	物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領	岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領

〔三〕 令和七年一月二十八日付け公布岡山県企業局公告（一般競争入札の実施）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・五	岡山公営企業管理者	岡山県公営企業管理者
一・終わりが八	物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領	岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領